令和3年3月29日 砥部町告示第72号

(趣旨)

第1条 この告示は、木造住宅の耐震改修の促進に努め、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年国官会第2317号)に基づき、砥部町の区域内に存する木造住宅の耐震診断、耐震改修、段階的耐震改修又は耐震シェルター設置に要する経費に対し、砥部町が予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 木造住宅耐震診断事務所 愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱(平成 16年7月制定)に基づき登録された建築士事務所をいう。
 - (2) 耐震改修工事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱(平成2 6年7月制定)に基づき登録された事業者をいう。
 - (3) 耐震診断 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき、木造住宅耐震診断事務所が実施する耐震診断をいう。
 - (4) 耐震改修設計、段階的耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的と して実施する補強工事の設計図書(改修前後の耐震診断結果、計画書及び積算 見積書を含む。)の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
 - (5) 耐震改修工事、段階的耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的と して実施する改修工事(補強工事を含む。)で、耐震改修工事業者が行うもの をいう。
 - (6) 耐震シェルター設置工事 地震に対する住宅の倒壊から生命を守ることを 目的として実施する耐震シェルター設置工事をいう。
 - (7) 耐震改修工事等 耐震改修工事、段階的耐震改修工事及び耐震シェルター 設置工事をいう。
 - (8) 耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理 耐震改修工事の監理並びに その中間及び完了の報告図書(工事状況、写真及び耐震改修工事後の耐震診断 を含む。)の作成で、木造住宅耐震診断事務所が行うものをいう。
 - (9) 既存木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅 (店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅については、住宅以外の用

途の床面積が過半でないものに限る。)で地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法及び国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。

(補助事業者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、 次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 砥部町内の既存木造住宅の所有者(当該所有者と親子関係にある者、共有の場合にあっては共有者全員の同意を得た者、その他当該既存木造住宅に関係がある者として町長が特に認める者を含む。以下同じ。)であること。
 - (2) 町税を滞納していない者であること。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助 事業者が行う町内の既存木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、段階的耐震改修設計、 耐震改修工事、段階的耐震改修工事、耐震シェルター設置工事、耐震改修工事監理 及び段階的耐震改修工事監理であって、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 耐震診断にあっては、耐震診断結果について愛媛県耐震改修促進連絡協議会が設置する評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けたもの。
 - (2) 耐震改修設計にあっては、評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、上部構造評点のうち最小の値(以下「総合評点」という。)が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震改修設計で、愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が1.0以上となるものであって、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。
 - (3) 段階的耐震改修設計にあっては、評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、総合評点が0.7未満と診断された既存木造住宅に係る耐震改修設計で、愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が0.7以上1.0未満となるものであって、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。
 - (4) 耐震改修工事にあっては、この告示の規定による耐震改修設計に基づいて 行う既存木造住宅に係る耐震改修工事で、次の各号に掲げるもの。
 - ア 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」 (時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、改修後の総合

評点が1.0以上となるものであって、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。

- イ 木造住宅耐震診断事務所により耐震改修工事監理がされるもの。
- ウリフォーム瑕疵保険に加入されたもの。
- エ 耐震工事を行った後も居住の用に供されるもの。
- (5) 段階的耐震改修工事にあっては、この告示の規定による段階的耐震改修設計に基づいて行う既存木造住宅に係る段階的耐震改修工事で、次の各号に掲げるもの。
 - ア 愛媛県耐震診断マニュアル又は財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」若しくは「精密診断法」 (時刻歴応答計算による方法を除く)に基づき診断した結果、改修後の総合評点が 0.7以上 1.0未満となるものであって、評価委員会にて耐震改修計画の評価を受けたもの。
 - イ 木造住宅耐震診断事務所により段階的耐震改修工事監理がされるもの。
 - ウリフォーム瑕疵保険に加入されたもの。
 - エ 耐震工事を行った後も居住の用に供されるもの。
- (6) 耐震改修工事監理にあっては、この告示の規定に基づいて行う既存木造住 宅の耐震改修工事に係るもの。
- (7) 段階的耐震改修工事監理にあっては、この告示の規定に基づいて行う既存 木造住宅の段階的耐震改修工事に係るもの。
- (8) 耐震シェルター設置工事にあっては、評価委員会にて評価を受けた耐震診断の結果、総合評点が1.0未満と診断された既存木造住宅に係る耐震シェルター設置工事で、次の各号に掲げるもの。
 - ア 公的機関等により安全性の評価を受けたもの、構造計算により安全性が確かめられたものその他知事が認めるものを設置するもの。
 - イ 耐震シェルター設置工事を行った後も居住の用に供されるもの。
- (9) 補助金の交付の対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。 ただし、耐震改修工事の実施に伴い、法令違反が是正されることとなる既存木 造住宅については、この限りでない。

(補助対象経費)

- 第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助 事業者が行う補助対象事業に要する経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)と する。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者が行う耐震改修工事等のうち、耐震補強に 明らかに関係しない部分があるときは、当該部分に係る経費は、補助対象経費とし ない。

(補助金の額)

- 第6条 耐震診断に係る補助金の額は、耐震診断に係る補助対象経費(評価に要する 費用を含む)の3分の2以内とし、4万円を限度とする。
- 2 耐震改修設計又は段階的耐震改修設計に係る補助金の額は、耐震改修設計に係る 補助対象経費(評価に要する費用を含む)の3分の1以内とし、10万円を限度と する。
- 3 耐震改修工事に係る補助金の額は、耐震改修工事に係る補助対象経費の5分の4 以内の額とし、100万円を限度とする。
- 4 段階的耐震改修工事に係る補助金の額は、段階的耐震改修工事に係る補助対象経 費以内の額とし、50万円を限度とする。
- 5 耐震シェルター設置工事に係る補助金の額は、耐震シェルター設置工事に係る補助対象経費以内の額とし、40万円を限度とする。
- 6 耐震改修工事監理又は段階的耐震改修工事監理に係る補助金の額は、補助対象経 費の3分の1以内とし、2万円を限度とする。
- 7 同一既存木造住宅に対する第3項、第4項及び第5項に掲げる補助額の合計は、 100万円を限度とする。
- 8 前各項の規定により算出された補助金の額に、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、次の各号に応じた書類を町長に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象事業に耐震診断を含む場合 砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書(様式第1-1号)
 - ア 附近見取図、配置図等(現況を示したもの)
 - イ 耐震診断見積内訳書
 - ウ 耐震改修設計見積内訳書(耐震改修設計を含む場合)
 - エ 占有者等の同意書(様式第1-3号)(所有者と占有者が異なる場合)
 - オ 町税を滞納していないことを証する書類
 - カ その他町長が必要と認める書類
 - (2) 補助対象事業に耐震診断を含まない場合 砥部町木造住宅耐震改修事業補 助金申込書(様式第1-2号)
 - ア 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
 - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
 - ウ 耐震改修設計見積内訳書
 - エ 占有者等の同意書(様式第1-3号)(所有者と占有者が異なる場合)
 - オ 町税を滞納していないことを証する書類

カ その他町長が必要と認める書類

(補助対象事業の内定)

- 第8条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、補助 対象事業として内定するときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金内定通知書 (様式第2号)により、内定しないときは砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込 却下通知書(様式第3号)により前条の補助事業者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の内定を行うにあたり、必要な条件を付すことができる。 (補助内定事業の変更等申請)
- 第9条 前条第1項の規定により内定の通知を受けた補助事業者(以下「補助内定事業者」という。)は、当該内定を受けた補助対象事業(以下「補助内定事業」という。)について、内容を変更し、又は取止めようとするときは、あらかじめ砥部町木造住宅耐震改修事業補助金変更等申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めた ときは、砥部町木造住宅耐震改修事業内定変更等承認通知書(様式第5号)により 補助内定通知者に通知するものとする。

(内定の取消し)

- 第 10 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、内定の全部又は 一部を取消すことができる。
 - (1) 補助内定事業者が前条第2項の承認を受けずに補助内定事業の内容を変更 し、又は取止めしたとき。
 - (2) 評価委員会による評価を受けた耐震診断の結果、総合評点が1.0以上であることが明らかになり、第4条第2号から第8号に規定する補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業内 定取消通知書(様式第6号)により補助内定事業者に通知するものとする。 (補助金の交付申請)
- 第 11 条 補助内定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、耐震診断(耐震診断を含まない場合は耐震改修設計)の完了後、第4条第4号から第8号に規定する補助対象事業(以下「耐震改修工事等」という。)の事業着手までに、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書(様式第7号)に、申請に係る事業に応じて、次に掲げる書類を添えて町長に提出し、交付決定を受けなければならない。
 - (1) 耐震診断に係る次の書類
 - ア 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
 - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
 - (2) 耐震改修設計又は段階的耐震改修設計に係る書類。(前号の書類を一の申

請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。)

- ア 耐震改修計画書
- イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
- ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
- エ 耐震改修設計図書(写し)
- オ 耐震改修設計委託契約書(写し)
- カ 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
- キ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
- (3) 耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に係る書類。(第1号又は第2号の書類を一の申請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。)
 - ア 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
 - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
 - ウ 耐震改修計画書
 - エ 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
 - オ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
 - カ 耐震改修設計図書(写し)
 - キ 耐震改修工事費見積内訳書
 - ク 占有者等の同意書(様式第1-3号)
 - ケ 町税を滞納していないことを証する書類
 - コ 耐震改修工事業者がリフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを 証する書類(写し)
- (4) 第4条第4号及び第5号に併せて行なう耐震改修工事監理又は段階的耐震 改修工事監理に係る次の書類
 - ア 耐震改修工事監理見積書
- (5) 耐震シェルター設置工事に係る次の書類(第1号の書類を一の申請において提出する場合に限り、同号の書類と重複する書類を省略することができる。)
 - ア 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
 - イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
 - ウ 耐震シェルター設置工事設計図書(写し)
 - エ 設置する耐震シェルターについて、公的機関等により安全性等の評価又は 選定を受けていることを証する書類、若しくは安全性を確かめることができ る構造計算書
 - オ 耐震シェルター設置工事費見積内訳書
 - カ 占有者等の同意書(様式第1-3号)

- キ 町税を滞納していないことを証する書類
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 補助内定事業者は、補助金の受領を耐震改修設計、段階的耐震改修設計若しくは 耐震改修工事監理、段階的耐震改修工事監理を行った木造住宅耐震診断事務所又は、 耐震改修工事等を行った耐震改修工事業者に委任することができる。この場合において、補助内定事業者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書(様式第 8号)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第 12 条 町長は、前条第1項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書(様式第9号)により、補助内定事業者に通知するものとする。
- 2 町長は、補助金の交付決定を行うにあたり、必要な条件を付することができる。 (補助金の変更交付申請)
- 第 13 条 交付決定を受けた補助内定事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「交付決定事業」という。)の内容を変更しようとするときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金変更交付申請書(様式第 10号)に、第 11 条に定める必要な書類を添えて町長に申請し、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手までに、変更に係る交付決定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の規定による申請書を受理した場合について準用する。 (交付申請の取下げ)
- 第 14 条 交付決定事業者は、補助金の交付申請を取下げようとするときは、砥部町 木造住宅耐震改修事業補助金交付申請取下届出書(様式第 11 号)を町長に提出し、 その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の 決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第15条 交付決定事業者は、交付決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、 あらかじめ砥部町木造住宅耐震改修事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第12 号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

- 第 16 条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、速やかに砥部町木造住宅耐震改修事業完了報告書(様式第 13 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。この場合において、第 11 条或いは第 13 条の規定により提出している書類に変更がないときは、重複する書類に限り提出を省略することができる。
 - (1) 耐震診断に係る次の書類

- ア 木造住宅耐震診断結果報告書(写し)
- イ 木造住宅耐震診断結果報告書評価書(写し)
- ウ 耐震診断代金領収書(写し)
- (2) 耐震改修設計又は段階的耐震改修設計に係る書類
 - ア 耐震改修計画書
 - イ 木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
 - ウ 木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
 - エ 耐震改修設計図書(写し)
 - オ 耐震改修設計請負契約書(写し)
 - カ 耐震改修設計代金領収書(写し)
- (3) 耐震改修工事又は段階的耐震改修工事に係る書類
 - ア 耐震改修計画書
 - イ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書(写し)
 - ウ 耐震改修工事後の木造住宅改修耐震診断結果報告書評価書(写し)
 - エ 耐震改修工事竣工図(改修内容の記載されたもの)
 - オ 耐震改修工事写真(耐震改修工事の内容が確認できるもの)
 - カ 完了時における報告書(様式第14号)
 - キ 耐震改修工事請負契約書(写し)
 - ク 耐震改修工事代金領収書(写し)
 - ケ リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(写し)
- (4) 耐震改修工事監理又は段階的耐震改修工事監理に係る書類
 - ア 耐震改修工事監理請負契約書(写し)
 - イ 耐震改修工事監理代金領収書(写し)
- (5) 耐震シェルター設置工事に係る書類
 - ア 耐震シェルター設置工事竣工図(工事内容の記載されたもの)
 - イ 耐震シェルター設置工事写真(工事の内容が確認できるもの)
 - ウ 完了時における報告書(様式第 14 号様式)
 - エ 耐震シェルター設置工事請負契約書(写し)
 - オ 耐震シェルター設置工事代金領収書(写し)
 - カ リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(写し)
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 交付決定事業者が、補助金の受領を木造住宅耐震診断事務所又は耐震改修工事業者に委任する場合は、前項(2)カ、(3)ク、(4)イ又は(5)オに替えて、耐震改修設計、段階的耐震改修設計、耐震改修工事等、耐震改修工事監理又は段階的耐震改修工事監理に係る請求書(写し)及び当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書(写し)を添付するものとする。

(検査等)

第 17 条 町長は、必要があると認めるときは、職員に書類を検査させ、又は事業の 執行について、現地を検査させることができる。

(完了予定期日変更)

- 第 18 条 交付決定事業者は、交付決定を受けた完了期日内に、事業を完了することが出来ないときは、町長が別に定める期日までに、砥部町木造住宅耐震改修事業完了予定期日変更申請書(様式第 15 号)を町長に提出し承認を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適 当と認めたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業完了予定期日変更承認通知書(様 式第16号)により通知するものとする。
- 3 町長は、承認に際し、必要な条件を付することができる。 (補助金の交付請求及び交付)
- 第 19 条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、砥部町木造住宅耐震改修 事業補助金交付請求書(様式第 17-1号)により町長に補助金を請求するものとす る。
- 2 交付決定事業者(第11条第2項の届出を行った者に限る。)が、前項の補助金の 交付請求をするにあたり、その補助金の受領を木造住宅耐震診断事務所又は耐震改 修工事業者に委任する場合は、前項の耐震改修事業補助金交付請求書に、補助金の 代理受領に係る委任状(様式第17-2号)を添付しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査し必要 に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。
- 4 前項の補助金の交付完了後、第2項の規定により補助金の受領を委任した場合に限り、砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付完了通知書(様式第18号)により、交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

- 第 20 条 町長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金 の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
 - (3) 補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (5) 第10条による承認を受けたとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この告示の規定に違反したとき。
- 2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、砥部町木造住宅耐震改修事業補

助金交付決定取消通知書(様式第 19 号)により当該交付決定事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 21 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合は、その取消 しに係る補助金について、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとす る。

(適用除外)

- 第 22 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅の耐震改修設計、段階的耐震改修設計、耐震改修工事等、耐震改修工事監理又は段階的耐震改修工事監理に係る補助金は、交付しない。
 - (1) 過去にこの告示に規定する補助金の交付の対象となった既存木造住宅(補助対象事業の異なるものを除く。)
 - (2) 耐震改修設計、段階的耐震改修設計、耐震改修工事等、耐震改修工事監理 又は段階的耐震改修工事監理に係る経費について、他の補助金制度による補助 金その他これに準ずるものの交付の対象となった既存木造住宅又は交付の対 象となる予定の既存木造住宅

(調査等)

第 23 条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは現地検査をすることができるものとする。この場合において、補助事業者は、この調査等に協力しなければならない。

(関係書類の保管)

第 24 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。

(その他)

第 25 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、 町長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

申込区分

(※複数選択可)

□良

□否

良□否

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

□耐震改修設計

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書

令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

□耐震改修工事 □耐震改修工事監理

□耐震診断

(※価震・郷実施済の場合 は第1・2号様式)	□耐震シェルター設置工事 □段階的耐震改修工事 □段階的耐震改修工事監理					
	建物所在地					
	規模]平屋建	□2階建		
		延べ面積 住宅以外の用途を を記述します。	m²			
住宅の概要 	用途	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	•	まない		
	建築年月	年月]			
完了予定日	'	年 月 日 (申込区分のうち、最終の完了予定日を記載してください。)				
申込事業に係る 見 積 額		円				
(税抜き)		(耐震診断+耐震改	修設計費用)(※)			
添付図書	□占有者等の同意書 下記の課税状況調査の	□附近見取図、配置図等 □見積書(診断・設計) □占有者等の同意書(占有者等と所有者が異なる場合に限る) 下記の課税状況調査の同意書に署名しない場合にあっては次の書類を添付。 □登記簿謄本又は確認通知書の写し □町税を滞納していないことを証する書類				
※ 而震郷、而震郷改修	誤化外の見積書は、工事着	手前の交付申請の際 で提出し	てください。			
	同意書					
	私に代わって砥部町建設課長が指定する者が、町税等の収納状況並びに住宅の所有者及び建築年 月日について調査することに同意します。					
刀口(につ(いて副)宜9 (ることに同意します。 氏名 (印)					
 受付チェック欄				<u> </u>		
	要 件		- ,, - :-			
建て方	用途	建築年月日	添付書類	受付印		

□良

□否

□良□否

年 月 日

砥部町長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書

令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

申 込 区 分 (※複数選尺可) (※無煙診断未実施の 場合は第1-1 号様式)	□耐震改修設計 □耐震改修工事 □耐震改修工事監理 □耐震シェルター設置工事 □段階的耐震改修工事 □段階的耐震改修工事監理
建物所在地	
耐震診断受診年度	年度
耐震診断評価番号	
事業着手予定年月日	年 月 日(申込区分のうち、最も早、着手予定日)
事業完了予定年月日	年 月 日(申込区分のうち、最終の完了予定日)
申込事業に係る 見 積 額 (税抜き)	円 (※)
添付図書	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

(※) 耐震的修設出りの見積書は、工事着手前の交付申請の際は提出してください。

同意書

私に代わって砥部町建設課長が指定する者が、町税等の収納状況並びに住宅の所有者及び建築年 月日について調査することに同意します。

氏名



同 意 書

耐震改修設計

耐震改修工事

耐震改修工事監理

建物所有者

が、次の建築物の 段階的耐震改修設計

段階的耐震改修工事

段階的耐震改修工事監理

耐震シェルター設置工事

を実施することについて、利害関係者として同意いたします。

(該当するものに○をつけて下さい。)

建築物所在地							
	年	月	日				
		建物占	有者	住所			
				氏名			

 砥部町指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

砥部町長

印

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金内定通知書

令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱第8条の規定により申込みのありました補助事業について、下記のとおり補助の内定を通知します。

なお、補助事業の変更又は取止めがあった場合は、速やかに砥部町木造住宅耐震改修事業内定変 更等申請書(第4号様式)を町長に提出してください。

また、耐震診断或いは耐震改修設計実施後、耐震改修工事等の契約及び工事に着手する前に、下記の内定事業に対する補助金交付申請の手続きが別途必要となりますので予めご承知おきください。

	μU
受付番号・年月日	第 号 年 月 日
内 定 事 業	□耐震診断 □耐震改修設計 □耐震改修工事 □耐震改修工事監理 □耐震シェルター設置工事 □段階的耐震改修工事 □段階的耐震改修工事監理
	口权陷的删凑以修工事 口权陷的删凑以修工事监理
申 込 者 名	
補助対象住宅の	
,,,,,,,,,,	
所在地	
内定の条件	 (1) 令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱を遵守すること (2) 耐震改修等の工事契約及び工事着手については、交付申請を改めて行い、「補助金交付決定通知書」を受領した後に行うこと本内容については、内定事業を受託する木造住宅耐震診断事務所又は工事業者に伝えること

砥部町指令 第 号

年 月 日

様

砥部町長

印

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込却下通知書

年 月 日付け砥部町木造住宅耐震改修事業補助金申込書による補助金の申込みについては、下記の理由により却下することに決定しましたので、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

記

却下の理由

年 月 日

砥部町長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金変更等申請書

年 月 日付け 第 号により内定を受けた砥部町木造住宅耐震改修事業補助金について、下記のとおり事業内容の変更(中止)をしたいので、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

- 1 変更等の理由
- 2 変更等の内容

 砥部町指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

砥部町長即

砥部町木造住宅耐震改修事業内定変更等承認通知書

年 月 日付けの砥部町木造住宅耐震改修事業内定変更等申請書については、下記のとおり承認しましたので、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 変更前の内容
- 2 変更後の内容
- 3 変更等の日付 年 月 日

 第
 号

 年
 月

 日

様

砥部町長即

砥部町木造住宅耐震改修事業内定取消通知書

年 月 日付け 第 号で内定通知をした砥部町木造住宅耐震改修事業補助金については、下記のとおり内定の取り消しをしたので、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

- 1 内定事業区分
- 2 取消理由

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請書

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助申請区分	□耐震診断 □耐震改修工事		g改修設計 g改修工事監理	1			
州	□耐震シェルター設置工事 □段階的耐震改修工事 □段階的耐震改修工事監理						
建物所在地							
改修耐震診断年度		年度					
改修耐震診断評価番号							
事業完了予定年月日	年 月	日(申請区分のうち	っ、最終の完了予	定日)			
	事業費(税抜) (予定)	補助限	度額	補助金交付 申請額(予定)			
耐震診断費	円	限度額	40 千円	千円			
耐震改修設計費又は 段階/	円	限度額	100 千円	千円			
耐震改修工事監理費 又は 段階が耐震改修工事監理費	円	限度額	20 千円	千円			
耐震改修工事費、 段階が重要が ジェルター設置工事費	円	限度額 □	1,000 千円 500 千円 400 千円	千円			
合 計	円	限度額	1,160 千円	千円			

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

代理受領予定届出書

私は、砥部町木造住宅耐震改修事業の実施にあたり、補助金の受領を下記の事業者に委任する 予定です。

住 所	
事業者名	
代表者名	

 砥部町指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

砥部町長

印

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました砥部町木造住宅耐震改修事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

		·	
補助申請区分	□耐震診断 □耐震改修□		喜改修設計 喜改修工事監理
州奶中明区力	□耐震シェル □段階的耐震	ノター設置工事 喜改修工事 □段隊	皆的耐震改修工事監理
建物所在地			
改修耐震診断年度		年度	
改修耐震診断評価番号			
事業完了予定年月日	年	三 月 日	
	補	助限度額	補助金交付 決定額
耐震診断費	限度額	40 千円	千円
耐震改修設計費又は 段階/添震改修設 費	限度額	100 千円	千円
所震攻修工事監理費 又は 段階が派震攻修工事監理費	限度額	20 千円	千円
耐震改修工事費、 段階・重視改修工事費、 シェルター設置工事費	限度額	□ 1,000 千円 □ 500 千円 □ 400 千円	千円
合 計	限度額	1,160 千円	千円

交付の条件

- (1) 令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業等補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) この要綱に違反したときは、この交付決定を取り消し、及び既に交付した金額の全部又は一部を返還させることがあります。
- (3) この補助金については、砥部町職員が調査し、又は監査委員が監査することがあります。

年 月 日

砥部町長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた砥部町木造住宅耐震 改修事業補助金について、内容を下記のとおり変更したいので、令和3年度砥部町木造住宅耐震 改修事業補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

訂

1 変更後の内容

補助申請区分	□耐震診断 □耐震改修工事		□耐震改修設計 □耐震改修工事監理	
州 奶中雨区刀	□耐震シェルター □段階的耐震改修		事 □段階的耐震改修コ	二事監理
建物所在地				
改修耐震診断年度		年度		
改修耐震診断評価番号				
事業完了予定年月日	年 月	日(申請)	で分のうち、最終の完了子	定日)
	事業費(税抜) (変更後)		補助限度額	補助金交付 申請額(変更)
耐震診断費	円	限度額	40 千円	千円
耐震改修設計費 段階が震改修設計費	円	限度額	100 千円	千円
而震改修工事監理費 又は 段階が振気修工事監理費	円	限度額	20 千円	千円
耐震改修工事費、 段階が振気が上事費、 シェルター設置工事費	円	限度額	□ 1,000 千円 □ 500 千円 □ 400 千円	千円
合 計	円	限度額	1,160 千円	千円

2 変更理由

年 月 日

砥部町長 様

 住 所

 申請者 氏 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け、 第 号により交付決定の通知を受けた砥部町木造住 宅耐震改修事業補助金の交付申請の取下げについて、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補 助金交付要綱第14条の規定により届出をします。

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金中止 (廃止) 承認申請書

年 月 日付け、 第 号により交付決定の通知を受けた事業について、 令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり申請 します。

記

- 1 中止 (廃止) 理由
- 2 中止 (廃止) 年月日

年 月 日 から 年 月 日まで

年 月 日

砥部町長 様

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定通知を受けた砥部町木造住宅耐震 改修事業補助金について、補助事業が完了したので、令和3年度砥部町木造住宅耐震事業補助金 交付要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

訂

- 1 補助対象区分
 - □耐震診断 □耐震改修設計
 □耐震改修工事
 □附震改修工事監理
 □段階的耐震改修設計 □段階的耐震改修工事
 □段階的耐震改修工事監理 □耐震シェルター設置工事
- 2 実 績 額 金 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
- (1) 木造住宅加震が、結果報告書 (写し)・・・・診断
- (2) 木造住宅が震る郷結果報告書評価書 (写し)・・・診断
- (3) 耐震划舒恒書…設計、工事、監理
- (4) 木造住宅が添加震が、結果報告書 (写し)・・・設計
- (5) 木造住宅改修所震診が結果報告書評価書 (写し) ・・・設計
- (6) 耐震攻修設計図書 (写し)・・・・設計
- (7) 耐震改修工事費見積付訳書・・・設計
- (8) 耐震改修工事竣工図 (改修内容の記載されたもの) ・・・工事、シェルター
- (9) 工事写真 (工事内容が確認できるもの) ・・・・工事、シェルター、ブロック塀等
- (10) 完了時における報告書・・・工事/監理、シェルター、ブロック塀等
- (11) 耐震改修工事後の木造住宅改修新震診郷結果報告書(写し)・・・工事/監理
- (12) 震攻修工事後の木造住宅対添震の郷結果報告書評価書 (写し)・・・工事/監理
- (13) 請負契約書(写し)・・・全て
- (14) 代金領領収書 (写し)・・・全て
- (15) リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類(写し)・・・工事
- (16) その他市長が必要と認める書類・・・全て
- ※ 上記(14)について、代理受領(補助金受領の委任)を行う場合は、補助対象事業に係る請求書(写し)及び、当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書(写し)を添けするものとする。

完了時における報告書

申請者氏名							交	付決定通知	印番号	
式名 										
対象となる										
在地										
者		会 社	名	:						
等業者	又は	建設業許可	丁番 岩	号:						
·設置工	事業	担当者.	氏	名:						
		担当者連絡	各先	:		1				
目		年	F	月	日					
·確認日		年	F	月	日		立会人			
措置無	の有	確認結果	₹•≡	手直し	指摘事項			手直し約	吉果	
有・	無									
	無									
有・	無									
•	様					•				
又は耐	震シュ	ェルター設情	置工	事完	了段階での	の工:	事内容が適	i切である	ことを確	認しまし
年	月	日								
						監理	里者氏名			
					(耐電、	シェ	ルター設置	丁事の場合	△)け協丁:	者仟夕)
容につ	いて確	幹認しました			(1111)	•		. + * / ·////	」 1 の ルピ ユム・	⊔ ~ √~H /
			- ū							
	な在 等 設日 確 措 無工工工工不不<	な在者等置 日確 措無 有 有 有 な在者等置 日曜 措無 有 有 前 な在者等置 日曜 措無 有 有 前 な在者等置 日曜 措無 有 有 市 な在者等置 日曜 措無 有 有 市 な在者等置 日曜 措無 有 市 市 な在者等置 日曜 措無 有 市 市 なるよう 日曜 日	なる (在地 者業者又は 君等置工事業 担当者 担当者 担当者 担当者 を を を を を を を を を を を を を	なる 「在地 者	なる (在地 者 音等業者又は 一設置工事業 担当者連絡先: 日 (在認日 年 月 (在認日 (在認日) (在認日) (在認代表) (在認代表) (在認行表) (在記行	大会 社 名 :	在地 者 会 社 名: 等業者又は 一設置工事業 担当者氏名: 担当者連絡先: 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 日 日 日	氏名 なる 「在地 者 会 社 名: 事業者又は 建設業許可番号: 担当者氏名: 担当者連絡先: 日 年 月 日 全確認日 年 月 日 本で記結果・手直し指摘事項 「有・無 「有・無 「有・無 「有・無 「有・無 「有・無 「有・無 「有・	氏名 なる 「在地 者 会 社 名: 建設業許可番号: 担当者 氏 名: 担当者連絡先: 日 年 月 日 立会人 措置の有 確認結果・手直し指摘事項 手直し糸 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 を なる 「在地 を である」 「在地 を である」 「在認は日 年 月 日 立会人 を である」 「在認は日 年 月 日 立会人 を である」 「本語を表して、 「本語を	なる 「在地 者 会 社 名: 「等業者又は 建設業許可番号: 「設置工事業 担当者 氏 名: 担当者連絡先: 日 年 月 日 立会人

申請者氏名

 \bigcirc

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業完了予定期日変更申請書

年 月 日付け、 第 号により交付決定を受けた砥部町木造住宅耐震 改修事業補助金について、下記のとおり事業の完了予定期日を変更したいので、令和3年度砥部 町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により申請します。

- 1 変更前の完了予定期日 年 月 日
- 2 変更後の完了予定期日 年 月 日
- 3 変更理由

 砥部町指令
 第
 号

 年
 月
 日

様

砥部町長

砥部町木造住宅耐震改修事業完了予定期日承認通知書

年 月 日付けの耐震改修事業完了予定期日変更申請書については、下記のとおり承認しましたので、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により通知します。

- 1 変更前の完了予定期日 年 月 日
- 2 変更後の完了予定期日 年 月 日

 住
 所

 請求者
 氏
 名

 電話番号

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付請求書

年 月 日付け、 第 号により交付決定通知を受けた砥部町木造住宅耐 震改修事業補助金について、令和3年度砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第19条第1 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1	補助対象区分	□耐震診断	□耐震改修設計	□耐震改修工事	□耐震改修工事監理
		□段階的耐寫	§改修設計 □段降	皆的耐震改修工事	
		□段階的耐寫	§改修工事監理 []耐震シェルター記	设置工事
2	補助金請求額	金		円	

3 振込先金融機関(※代理受領(補助金受領の委任)を行う場合は、記載不要)

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協 支店
預金の種類	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

 住
 所

 申請者
 氏
 名

 電話番号

補助金の代理受領に係る委任状

私は、 年 月 日付け、 第 号により交付決定通知を受けた砥部町木 造住宅耐震改修事業補助金(金 円)に係る受領について、下記のとおり委任しま す。

記

受任者 (補助対象事業を行った事業者)

住 所

事業者名

代表者名

(EII)

上記の権限の委任を受けることを承諾します。なお、振込口座は次のとおりです。

		12. C. 1 (2. C. 1) ()
V 27 F00 BB 42	銀行金庫	本店
金融機関名	組合	支店
	農協	人 //
預金の種類	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

 第
 号

 年
 月

 日

様

砥部町長 印

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付完了通知書

年 月 日付けで請求のありました砥部町木造住宅耐震改修事業補助金については、下記の補助金受領委任先事業者に対し、補助金の交付手続きが完了しましたので通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助金受領委任先事業者

事業者代表者名

 第
 号

 年
 月

 日

様

砥部町長 印

砥部町木造住宅耐震改修事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、 第 号で交付決定通知をした砥部町木造住宅耐震改修 事業補助金については、下記のとおり交付決定の取消しをしたので、令和3年度砥部町木造住宅 耐震改修事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により通知します。

- 1 補助対象区分
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 補助金交付決定取消額 金 円
- 4 取消し理由